

特定事業所加算(居宅介護支援事業所(Ⅰ)～(Ⅲ)、(A)必要書類一覧)

(注意：特定事業所加算は、複数の算定要件を満たした事業所のみが算定できます。町に届出後、算定要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を町に届け出てください。
算定要件を満たしていないにも関わらず当該加算を算定していた場合、過誤等により介護給付費を返還していただきます。)

◎基本書類

No	基本書類
1	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 3-2)
2	・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1)
3	・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント 加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙 36)
※いずれかを使用	・特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙 36-2)

◎添付書類

No	算定要件	加算区分				添付書類	留意事項
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	A		
1	常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)又は勤務表(任意様式) <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障がない場合は、当該事業所内の他の職務又は同一敷地内にある他事業所の職務と兼務可能です。 <u>※当該事業所内の他の職務とは、地域包括支援センターより委託を受けて介護予防支援や総合相談支援事業を行う場合が想定されます。</u> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)又は勤務表(任意様式)は、<u>加算算定開始月</u>のものとしてください。
2	常勤専従の介護支援専門員を配置していること。	3名以上	3名以上	2名以上	1名以上+常勤換算方法で1以上	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)又は勤務表(任意様式) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障がない場合は、当該事業所内の他の職務又は同一敷地内にある指定居宅介護支援事業所(指定介護予防の指定を受けている場合)の職務と兼務可能です。 <u>※当該事業所内の他の職務とは、地域包括支援センターより委託を受けて介護予防支援や総合相談支援事業を行う場合が想定されます。</u> ・勤務表等については、No.1と同様。
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	○	○	○	○	会議開催実績ありの場合 <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る定期的な会議の記録(参考様式1)又は任意様式(会議次第、出席者名簿、議事録) <input type="checkbox"/> 運営規程及び重要事項説明書(変更届出書に添付して提出を行う。) <u>※重要事項説明書については、加算算定開始月の前月末までに利用者の同意を得てください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期的」とは、<u>概ね週1回以上</u>のことを言います。 ・議事については、記録を作成し、<u>2年間保存</u>してください。 ・当該会議を行う旨を運営規程に記載し、町に提出してください。 ・会議は、次の要件を満たす必要があります。 <ol style="list-style-type: none"> ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ②過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ④保健医療及び福祉に関する諸制度 ⑤ケアマネジメントに関する技術

					<p>会議開催実績なしの場合(初めて算定する場合のみ)</p> <input type="checkbox"/> 1年間の週単位の予定表(議題入り)	<p>⑥利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>⑦その他必要な事項</p> <p>・会議は、テレビ電話装置等を活用できますが、下記リンクを確認し、個人情報の取扱いに注意してください。</p> <p>リンク：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000027272.html</p>
4	24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	<p>加算(I)～加算(III)を算定する場合</p> <input type="checkbox"/> 事業所の連絡体制表	<p>・「24時間連絡できる体制」とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言います。</p> <p>・当該事業所の介護支援専門員が輪番制(特定の役割や業務を、複数のメンバーや事業所が順番(持ち回り)で担当する制度)による対応等も可能です。</p> <p>・上記を行う旨を運営規程に記載し、町に提出してください。</p> <p>・加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能ですが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、平成11厚労令38第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得てください。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第二十三条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>
5	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～要介護5である者の占める割合が100分の40%以上であること。	○			<input type="checkbox"/> 申請月を含め直近3か月の利用者の要介護度一覧(参考様式2)又は任意様式	<p>・要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録してください。</p> <p>・特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものとされています。</p> <p>・No.7のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に100分の40%以上の枠外として取り扱うことが可能です。</p>

No	算定要件	加算区分				添付書類	留意事項
		I	II	III	A		
6	当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○ (他事業所との連携可)	<p><u>研修実績ありの場合</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る個別研修計画書(参考様式3)及び報告書(参考様式4)又は任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u></p> <hr/> <p><u>研修実績なしの場合(初めて算定する場合のみ)</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る個別研修計画書(参考様式3)又は任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員の個別具体的な研修の目標、研修内容、研修期間、実施時期等について、<u>毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。</u> ・加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。 ・管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じてください。 ・年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。
7	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 今後、困難事例であっても指定居宅介護支援の提供を行うことの宣誓書(参考様式5)又は任意様式 <input type="checkbox"/> 運営規程及び重要事項説明書(変更届出書に添付して提出を行う。) <u>※重要事項説明書については、加算算定開始月の前月末までに利用者の同意を得てください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算算定事業所については、<u>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れる必要があります。</u> ・常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。 ・上記を行う旨を運営規程に記載し、町に提出してください。
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○	○	○	○	<p><u>事例検討会又は研修等の参加実績ありの場合</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る地域包括支援センター等が実施する事例検討会等参加計画書(参考様式6)及び報告書(参考様式7)又は任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u></p> <hr/> <p><u>事例検討会又は研修等の参加実績なしの場合(初めて算定する場合のみ)</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る地域包括支援センター等が実施する事例検討会等参加計画書(参考様式7)又はその他任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、<u>介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加する必要があります。</u> ・「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを言います。 ・対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられますが、<u>利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えありません。</u>

No	算定要件	加算区分				添付書類	留意事項
		I	II	III	A		
9	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書(別紙1) <input type="checkbox"/> サービスごとの紹介率計算内訳書(別紙2) <u>※1 加算算定する年度と昨年度分の計算書及び内訳書の提出が必要となります。</u> <u>※2 任意様式でも可能です。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。 ・特定事業所集中減算に係る別紙1及び別紙2については、下記リンクからダウンロードしてください。 町HPリンク(特定事業所集中減算の届出について): https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/page003117.html
10	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。 居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満であること	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員1人あたりの取扱件数が分かる書類(介護給付費請求書等)	<p>取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり45名未満(居宅介護支援費(II))を算定している場合は50名未満であれば差し支えありません。 ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければなりません。</p>
11	法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。	○	○	○	○ (他事業所との連携可)	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが分かる書類 例)介護支援専門員実務研修における実習指導者研修会の受講記録又は、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書など	<ul style="list-style-type: none"> ・「協力及び協力体制」とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることを言います。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。 ・加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。 ・埼玉県介護支援専門員実務研修について、下記リンクを確認してください。 埼玉県HPリンク: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kai-go-net/keamane-zisyu.html
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	○	○	○	○ (他事業所との連携可)	<u>事例検討会又は研修等の開催実績ありの場合</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書(参考様式8)及び報告書(参考様式9)又は任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u> <hr/> <u>事例検討会又は研修等の開催実績なしの場合(初回届出時のみ)</u> <input type="checkbox"/> 特定事業所加算に係る他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書(参考様式8)又は任意様式 <u>※任意様式の場合は、参考様式に沿った内容としてください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施する必要があります。 ・事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。 ・年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。 ・加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による事例検討会等の実施も可能です。

No	算定要件	加算区分				添付書類	留意事項
		I	II	III	A		
13	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○	□必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成することの宣誓書(参考様式10)又はその他任意様式	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、 <u>介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等</u> を言います。

◎情報の提供及び公表

説明
特定事業所加算取得事業所については、法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行わなければなりません。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。

◎記録の保存等

説明
特定事業所加算取得事業所については、毎月末までに <u>基準の遵守状況に関する所定の記録(参考様式11)</u> を作成し、2年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 <u>※基準の遵守状況に関する所定の記録(参考様式11)については、町HPに参考様式が掲載されていますので、ご活用ください。</u> 町HPリンク： https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/page003109.html

◎新規に加算を算定する又は加算区分が変更する場合、加算の算定要件を満たさなくなった場合

説明
<p>①新規に加算を算定する場合</p> <p>⇒届出が1日～15日(15日が土日祝の場合は、直近の開庁日となります。)の場合は、翌月から加算が適用されます。</p> <p>⇒届出が16日～月末(月末が土日祝の場合は、直近の開庁日となります。)の場合は、翌々月から加算が適用されます。</p> <p>②加算区分の変更(単位数増加)</p> <p>例)加算(II)から(I)</p> <p>⇒届出が毎月1日～15日(15日が土日祝の場合は、直近の開庁日となります。)の場合は、翌月から加算が適用されます。</p> <p>⇒届出が毎月16日～月末(月末が土日祝の場合は、直近の開庁日となります。)の場合は、翌々月から加算が適用されます。</p> <p><u>※加算(I)のみの算定要件であるNo.5「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～要介護5である者の占める割合が100分の40%以上であること。」に関する添付書類が基本書類と併せて提出が必要となります。</u></p> <p>③加算区分の変更(単位数減少)</p> <p>例)加算(I)から(II)</p> <p>⇒届出日と関係なく従来の加算が算定できなくなった月から変更となるため、速やかに当該届出を行ってください。</p> <p><u>※原則、基本書類のみ提出してください。</u></p> <p>④加算の算定要件を満たさなくなった場合</p> <p>⇒加算要件を満たさなくなった日から加算の算定が不可となるため、速やかに当該届出を行ってください。</p> <p><u>※原則、基本書類のみ提出してください。</u></p>

◎特定事業所加算に関するリンク先について

説明
特定事業所加算の各種参考様式や趣旨、国Q&Aについては、下記文書を確認してください。 <u>※加算の趣旨及び国Q&Aについては、介護保険サービス事業所向け手引き(介護報酬編)に記載されています。</u> 町リンク： https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/page003109.html